

審議事項 第3号

---

地域包括支援センターの人員基準における常勤  
換算方式の適用について

# 地域包括支援センターの人員基準における常勤換算方式の適用について

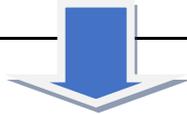
## 1 条例改正

地域包括支援センターの職員に係る基準の条例を定めるにあたっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされており（介護保険法第115条の46第6項）、今般、その基準となる介護保険法施行規則の一部を改正する省令が改正されたことにより、本市においても所要の条例改正を行いました。（「旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について」資料9参照）

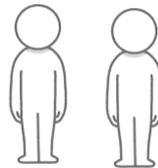
## 2 主な改正内容

- (1) 現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又は地域包括支援センターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とすること

改正後	改正前
<p>(職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（旭川市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項及び第3項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。</p>	<p>(職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p>



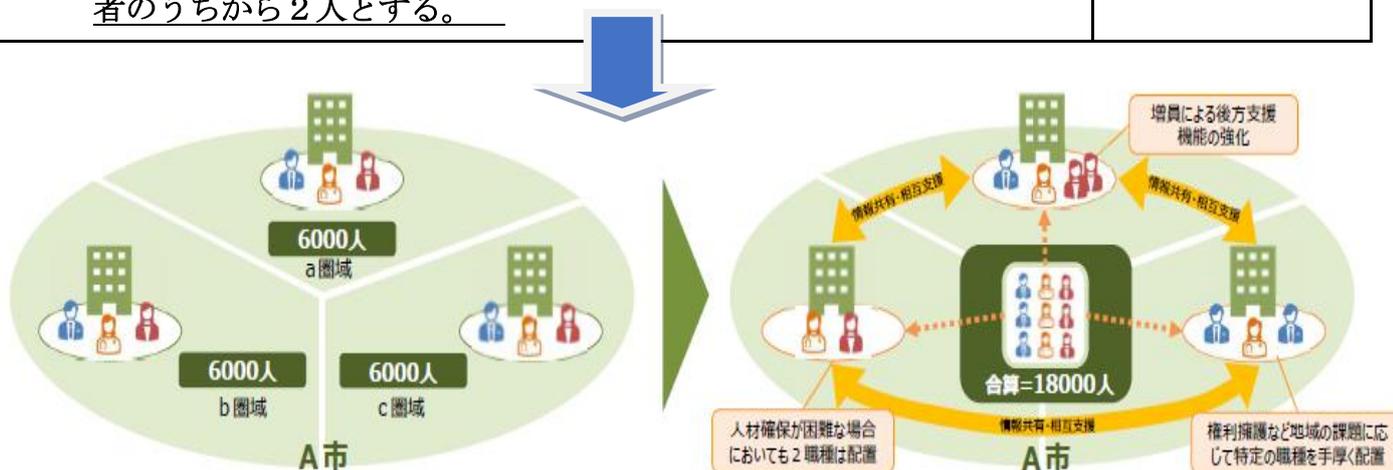
一人で一日8時間勤務（常勤） → 複数であわせて8時間勤務で可（常勤換算）



(2) 上記に関わらず地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数に応じて配置すべき3職種（※）の常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該一の地域包括支援センターがそれぞれの職種の配置基準を満たすものとする

（※保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員の3職種（それぞれ，その他これに準ずる者を含む）。なお，本市においては独自に精神保健福祉士その他これに準ずる者を置くこととしておりますが，人員基準は従前のとおりです。）

改正後	改正前
<p>(職員の員数) 第3条 略 2 略 3 <u>前2項の規定にかかわらず，旭川市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは，複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として，当該区域内の第1号被保険者の数について，第1項（第4号を除く。）及び前項に定める常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより，当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ第1項（第4号を除く。）及び前項の基準を満たすものとする。この場合において，当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は，第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。</u></p>	<p>(職員の員数) 第3条 略 2 略 <u>(新設)</u></p>



【令和5年12月22日社会保障審議会介護保険部会資料より抜粋】

#### 4 旭川市地域包括支援センター運営協議会の審議

本規定の適用の可否等につきましては，旭川市地域包括支援センター運営協議会における審議等を踏まえて総合的に判断するものであります。

## 5 地域包括支援センターへの常勤換算方式の適用

(1) 審議対象となるセンター

神居・江丹別地域包括支援センター

(2) 必要な配置基準

8時間勤務（常勤）が7人

（4週で160時間）

(3) 現在の人員体制

4週147時間の勤務が8人（総時間数 1,176時間）

人員換算による配置数 = 総時間数 ÷ 常勤1人あたりの4週の時間

= 1,176時間 ÷ 160 = 7.35人（常勤7人分）